

令和7年度

福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地
支援事業（通称：F補助金）

【公募要領】

この公募は、令和7年度予算の成立を前提に募集の手続きを行うものであり、予算が成立しない場合には、本募集により生じた権利義務は効力を失うものとします。

【公募締切】

令和7年3月17日(月)

【受付期間】

令和7年3月4日(火)から令和7年3月17日(月)まで(必着)

※郵送、宅配便、持参のいずれかにより受け付けます。

なお、持参による場合は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなります。

【応募書類送付先及び問い合わせ先】

福島県商工労働部企業立地課 荒井

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

(電話) 024-521-7882

(FAX) 024-521-7935

(メール) investment@pref.fukushima.lg.jp

令和7年3月

福島県

目 次

第 1 公募内容

- 1 制度の概要
- 2 事業内容について
- 3 補助対象経費及び補助率
- 4 事業実施期間
- 5 応募資格
- 6 公募期間
- 7 応募書類の提出について
- 8 審査について
- 9 補助事業者の義務等
- 10 その他

第 2 事業内容

- 1 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の内容
- 2 主な用語の解説
- 3 電力給付金の交付要件
- 4 特例給付金の交付要件
- 5 特例増設の要件
- 6 補助額の算定方法
- 7 事業スキーム

第 3 業務内容

- 1 上期の業務内容
- 2 下期の業務内容
- 3 その他の業務内容

第 4 応募書類様式

- (様式第 1 号) 福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 応募書
- (様式第 2 号) 応募者概要
- (様式第 3 号) 事業実施計画書
- (様式第 4 号) 収支計画書
- (様式第 5 号) 誓約書

別紙資料

過去 3 ヶ年の交付対象事業者の件数及び交付額 及び
令和 6 年度当初予算における補助金計上額（見込、一般事務費除く）

本公募は、福島県の令和7年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集手続きを行うものです。

本事業は、令和7年度予算に係る事業であることから、本公募により選定された事業者は、補助事業者予定者となり、予算の成立後に県から発する決定通知をもって補助事業者となります。

また、令和7年度予算の成立が前提であり、今後、事業内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

第1 公募内容

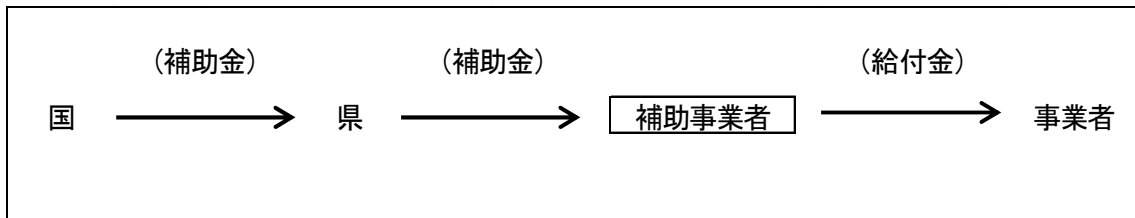
1 制度の概要

(1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)の概要について

国の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱等に基づき、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域において、事業者が小売電気事業者等と新たに電気の需要契約を締結した場合、または事業所の増設を行い契約電力・支払電気料金等が増加した場合に最大8年間、補助金を交付することにより企業立地に対する支援を行い、当該地域の雇用増加を図り、もって発電用施設の設置および運転の円滑化に資することを目的としています。

半期(上期:4月~9月、下期:10月~3月)ごとに、事業者からの応募申請に基づき要件を満たしたものについて、補助金の交付を行います。

【交付スキーム】



(2) 通則

本事業は、次の法令・通達及び交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- ③ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)
- ④ 特別会計に関する法律施行令(平成19年3月31日政令第124号)
- ⑤ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱(平成12・03・07資財第9号。(以下「国要綱」という。))
- ⑥ 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領(平成20・03・28資庁第10号。(以下「国要領」という。))
- ⑦ 福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「県交付規則」という。)
- ⑧ 福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱(平成15年3月14日。以下「交付要綱」という。)
- ⑨ 福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施要領(平成15年3月14日。以下「実施要領」という。)

2 事業内容について

「第2 事業内容」及び「第3 業務内容」のとおり。

なお、補助事業者は、上記の法令・通達及び交付要綱等の定めに基づき事業を実施していただきます。

3 補助対象経費及び補助率

- (1) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付実績額 補助率 10/10
ただし、交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とする。
- (2) 一般事務費 交付事務に要する以下に掲げる費用。

費目	摘要	内 容
人件費	人件費	交付事務に係る役職員等の人件費
事務費	印刷製本費	応募要領等の印刷製本費
	旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費(補助事業者の旅費規程による)
	通信運搬費	郵便料金、宅配料金 等
	雑費	その他交付事務に必要な経費
	消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要用紙費 等
	賃借料	資料保管庫(貸倉庫)、パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システム使用リース料 等
一般管理費	一般管理費	(人件費+事務費)の10%以内

(3) 消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額は、補助対象経費から除外して交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

4 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 応募資格

次の(1)～(7)までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

- (1) 法人格(内国法人)を有していること。
- (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有していること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けてい

る者を除く。)でないこと。

(6) 福島県暴力団排除条例(平成 23 年福島県条例第 51 号)に規定する暴力団、暴力団員又は次に掲げる者ではないこと。

① 暴力団員が事業主又は役員となっている者

② 暴力団員以外の者が代表取締役を務めるなどしているが、実質的には当該暴力団委員がその運営を支配している者

③ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

⑥ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 県又は経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていないこと。

6 公募期間

令和 7 年 3 月 4 日(火) から 令和 7 年 3 月 1 7 日(月)まで(必着)

※郵送、宅配便、持参のいずれかにより受付けます。

なお、持参による場合は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までとなります。

7 応募書類の提出について

(1) 下表の「提出書類一覧表」における書類を紙媒体で提出してください。

※提出書類の様式は「第 4 応募書類様式」を参照

(2) 提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

(3) 提出された書類や追加説明資料は返却しません。

(4) 応募書類の取扱いは厳重に行い、応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。

(5) 提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 - 1 6

福島県商工労働部企業立地課 (F 補助金事務担当)

【提出書類一覧表】

	提出書類	提出部数
申請書類	様式第1号 応募書 様式第2号 応募者概要 様式第3号 事業実施計画書 様式第4号 収支計画書 様式第5号 誓約書 ※「第4 応募書類様式」のとおり	各1部
添付資料	寄付行為、定款又は商業登記簿謄本 決算報告書又は財務諸表(過去2年分) 経理規定(または資金の管理方法がわかるもの。) 「会社(事業)案内」(事業概要が確認できるパンフレット等) その他参考となる資料	各1部

8 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求められる場合があります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、下記の観点で相対的に評価し、応募者の中から1者を選定します。

① 補助事業者の体制、能力等の評価

イ 「5 応募資格」に記された資格要件を満たしているか。

ロ 申請者は当該補助事業を遂行するために必要な能力を有しているか(財務状況、情報管理体制、本事業を行うための知識、ノウハウ及び実務経験等、情報管理体制等)

ハ 当該補助事業を円滑に遂行するため、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

② 事業内容の評価

イ 「第4 応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。

ロ 実施計画書の内容が、国及び県の定める法令規則に基づき正しく記載されているか。

ハ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。等

(3) 審査結果(採択又は不採択)について

審査終了後速やかに応募者あてに通知します。

※補助事業者の決定については、令和7年3月下旬を予定。

9 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守しなければなりません。

(1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(2) 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了した日が属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

(3) 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。

(4) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。

(5) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

(6) 補助事業者が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。

(7) 補助事業者は給付対象事業者に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報が漏洩することがないように努めなければなりません。

10 その他

(1) 別紙資料

過去3ヶ年の交付対象事業者の件数及び交付額 及び
令和7年度当初予算における補助金計上額（見込、一般事務費除く）

(2) 公募資料作成に係る資料の提供について

公募資料の作成に必要な資料については、可能な限り提供致しますのでご連絡下さい。

- ① 国要綱
- ② 県交付規則
- ③ 交付要綱
- ④ 実施要領

(3) 公募要領に関する質問

公募要領について質問がある場合には、令和7年3月4日(火)から令和6年3月12日(水)午後5時までに、質問者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び質問内容を詳しく記入の上、FAX又は電子メールにて送付してください。質疑応答については、令和6年3月14日(金)までに企業立地課のホームページに掲載します。

なお、電話での問い合わせには一切応じられませんので、必ずFAX又はメールで送付してください。

第2 事業内容

1 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の内容

(1) 概要

国の原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱及び原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領等に基づき、半期（上期：4月～9月、下期：10月～3月）ごとに、国及び県の予算の範囲内において、事業者からの応募申請に基づき内容を審査した上で申請者に給付金を交付する。

(2) 交付対象地域

一定規模以上の原子力発電供用施設が設置されている市町村及びその周辺市町村が対象となる。福島県の対象地域は下表のとおり。

※合併前の旧市町村区分ごとに交付単価が適用される。

【令和4年度福島県対象市町村】

区分	原子力発電施設等 所在市町村	原子力発電施設等 隣接市町村
市町村名	双葉町、大熊町	田村市（旧都路村）、葛尾村、浪江町、南相馬市（旧小高町）、川内村、楢葉町（※1）、富岡町（※1）、いわき市（※2）、広野町（※2）

※1 企業立地日・特例増設日が令和元年9月30日以前の案件については、所在市町村での企業立地として交付期間が継続されます。

※2 特例増設日が令和元年9月30日以前の案件については、交付期間が終了するまでは継続の応募が可能です。特例増設日が令和元年10月1日以降となる特例増設は応募できません。

令和7年4月1日以降に行われる企業立地については、新規の応募はできません。

(3) 対象者

事業を営む株式会社その他法人格を有する団体等で企業立地及び特例増設を行った者。ただし、個人事業主の場合、法人と同様に帳簿等が整備されている者で、企業立地及び特例増設を行った者。

(4) 対象事業

次のいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア 製造業に属する事業

イ 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業

ウ 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等より県又は市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(5) 対象となる補助金

電気料金の支払実績等に基づき算定される電力給付金及び雇用創出効果に応じて加算される特例給付金

(6) 交付の方法

事業者が指定する金融機開口座への振込みにより交付を行うものとする。

(7) 対象期間

企業立地した半期の翌半期から最大8年間

新規申請は企業立地した半期の翌半期又は翌々半期に行うことができます。以降、半期ごとに交付要件を満たした場合、最大で16期の継続申請が可能です。（翌々半期に新規申請を行った場合は15期）

特例増設に該当する場合、増設により増加した電力給付分及び特例給付分について、さ

らに最大8年間、交付期間が延長されます。

(8) 事業者への補助金交付の時期と回数

上期及び下期の年2回

ア 上期

令和6年10月1日～令和7年3月31日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね9月下旬に交付

イ 下期

令和7年4月1日～令和7年9月30日に事業者が支払った電気料金及び雇用創出効果を審査した上、概ね3月下旬に交付

2 主な用語の説明

(1) 企業立地

自らの事業の用に供する事業所を新設又は増設し、以下の要件を満たし、対象市町村の長が推薦したものをいいます。

ア 事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上あること

イ 対象市町村内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれがないこと及び公の秩序の維持や善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと

(2) 新設

対象市町村の区域内に初めて事業所を設置すること、既存の事業所を別の地点に全面移転し設置すること、又は既存事業所に加えて別の地点に事業所を設置すること等により、企業立地することをいいます。

(3) 増設

対象市町村の区域内にある事業所を、同一場所で拡充あるいは設備等の増強を行うことをいいます。

(4) 企業立地日

企業立地する場合であって、以下の日をいいます。

ア 電気の需給契約を新たに締結する場合

電気の供給を受けた最初の日

イ 電気の需給契約を新たに締結しない場合

(ア) 契約電力変更の申込みを行った場合

契約変更に伴い契約電力が増加した日

(イ) 最大需要電力に応じて契約電力が変動契約（デマンド）の場合

契約電力が増加した日

(5) 特例増設

企業立地日の属する半期の翌期以降において行う事業所の増設のうち、以下の要件を満たすものをいいます。

ア 事業所の増設に伴い、契約電力及び電気料金が増加し、雇用創出効果が3人以上いること。

イ 事業所の増設に伴い取得した固定資産の価格（以下「投資額」という。）の総額が次に掲げる金額以上であること。

(ア) 当該増設が所在市町村において行われる場合にあつては、250万円（税抜）

(イ) 当該増設が隣接市町村において行われる場合にあつては、500万円（税抜）

ウ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められ

ている特定の業種に属する事業
 (ウ) 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(6) 特例増設日

特例増設する場合であって、以下の日をいいます。

- ア 契約電力変更の申込みが行われた場合
 契約の変更に伴い契約電力が増加した日
- イ 最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約（デマンド）の場合
 契約電力が増加した日

3 電力給付金の交付要件

(1) 令和7年度申請における企業立地日

ア 新規申請の場合

区 分	新規申請できる企業立地日の期間
令和7年度上期	企業立地日が令和6年4月1日～令和7年2月29日であること。ただし、企業立地日が令和6年度上期で、令和6年度下期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。
令和7年度下期	企業立地日が令和6年10月1日～令和7年8月31日であること。ただし、企業立地日が令和6年度下期で、令和7年度上期に新規申請を行った場合は、継続申請となります。

イ 継続申請の場合

区 分	継続申請できる企業立地日の期間
令和7年度上期	企業立地日が平成29年4月1日以降であること。
令和7年度下期	企業立地日が平成29年10月1日以降であること。

(2) 新規申請及び継続申請の対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

- ア 製造業に属する事業
- イ 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業
- ウ 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村からの金銭的な支援を受けているもの

※ただし、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として公の施設の管理を行う事業及び一定の風俗営業に該当する場合は対象外です。

(3) 電力関係

- ア 補助金の申請者が直接電気の需給契約を締結したものであること。
- イ 電気の需給契約の需要区分が「電力」需要であること。
 需要区分が「電灯」需要である場合は、対象外となります。また、電力需要であっても契約種別が臨時電力等契約期間に限定があるものも対象外となります。
- ウ 電気の需給契約の相手方は小売電気事業者等であること。
- エ 増設の場合は、契約電力と電気料金が増加していること。
 当初交付期間に係る増加契約電力、増加電気料金は、次頁の表のとおり算出します。

	新設	増設
基礎契約電力	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の契約電力の月平均値
今期契約電力	実契約電力÷支払月数	同左
増加契約電力	同上	今期契約電力－基礎契約電力

	新設	増設
基礎電気料金	ゼロ	企業立地日の属する月を含む過去1年間の電気料金の月平均値
今期電気料金	実支払電気料金	同左
増加電気料金	同上	今期電気料金から、支払月数で換算した基礎電気料金を差し引いた値

(4) 雇用関係

- ア 雇用者は、補助金の申請者が直接雇用した対象事業所で就労している常用雇用であること
- イ 雇用者は、雇用保険の一般被保険者の加入者であること
- ウ 基準日※における対象事業所の雇用創出効果が3人以上であること
当初交付期間に係る雇用創出効果の算定の考え方は下表のとおりです。

	新設	増設
基礎雇用者数 (初回申請時に確定)	ゼロ	企業立地日の1年前の属する半期末日の雇用者数
控除雇用者数	<ul style="list-style-type: none"> ・同一市町村間において、既存事業所から対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・県内において、所在町にある既存事業所から隣接市町村にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・県内において、隣接市町村にある既存事業所から別の隣接市町村にある対象事業所へ人事異動により配属され従事している者 ・新設の場合、企業立地日の2ヶ月前の日より前の新規雇用者及び他の地域からの転入者 	
増加雇用者数 (雇用創出効果)	基準日※の雇用者数 － 控除雇用者数	基準日※の雇用者数 － (基礎雇用者数＋控除雇用者数)

※基準日：上期の場合は令和7年3月31日、下期の場合は令和7年9月30日、以下同じ。

4 特例給付金の交付要件

平成20年4月1日以降の企業立地又は特例増設における電力給付金の交付対象であるもののうち、さらに以下の要件を満たすものについて、特例給付金が加算されます。

(1) 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

- ア 製造業に属する事業
- イ 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定業種に属する事業
- ウ 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(2) 投資関係

- ア 補助金の申請者が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得したものであること
- イ 原則として企業立地日又は特例増設日の属する半期に事業所の新增設に伴う投資を行い、その投資額が次の表に掲げる金額以上であること

	新設	増設
所在町村	500万円	250万円
隣接市町村	1,000万円	500万円

5 特例増設の要件

特例増設を行った場合、特例増設日の属する半期の翌半期から最大8年間、交付期間が延長されます。特例増設の申請は2度に限り可能です。

(1) 令和7年度に特例増設の初回申請をする場合の特例増設日

区分	特例増設を初回申請する場合の特例増設日の期間
令和7年度上期	特例増設日が令和6年4月1日～令和7年2月29日であること。
令和7年度下期	特例増設日が令和6年10月1日～令和7年8月31日であること。

(2) 対象事業

次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

- ア 製造業に属する事業
- イ 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により定められている特定の業種に属する事業
- ウ 県又は市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は市町村からの金銭的な支援を受けているもの

(3) 電力関係

契約電力と電気料金が増加していること

交付期間の延長に係る、増加契約電力、増加電気料金は下表のとおり算出します。

基礎契約電力	※下表「交付期間延長に係る基礎値（基礎契約電力、基礎電気料金）」を参照
今期契約電力	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実契約電力÷支払月数 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加契約電力	今期契約電力－基礎契約電力

基礎電気料金	※下表「交付期間延長に係る基礎値（基礎契約電力、基礎電気料金）」を参照
今期電気料金	特例増設日の翌月以降の月～基準日の実支払電気料金 ※特例増設をした半期の翌半期に申請した場合
増加電気料金	今期電気料金から支払月数で換算した基礎電気料金を差し引いた値

交付期間延長に係る基礎値（基礎契約電力、基礎電気料金）

	特例増設 1 回目	特例増設 2 回目
当初の企業立地日が平成 20 年 3 月 31 日以前の場合	特例増設日（1 度目）の属する月を含む過去 1 年間の契約電力と電気料金の平均値	(A) 特例増設日（2 度目）の属する月を含む過去 1 年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 特例増設日（1 度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2 度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値
当初の企業立地日が平成 20 年 4 月 1 日以降の場合	(A) 特例増設日（1 度目）の属する月を含む過去 1 年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日（1 度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値	(A) 特例増設日（2 度目）の属する月を含む過去 1 年間の契約電力と電気料金の平均値 (B) 特例増設日（2 度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2 度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期の契約電力と電気料金の平均値のうち最大の値 (A) と (B) の大きい方の値

(4) 雇用関係

対象事業所の基準日における雇用創出効果が 3 人以上であること。

基準日における雇用者数から、以下の表により求めた基礎雇用者数及び控除雇用者数を差引き、交付期間延長に係る雇用創出効果を算定します。

交付期間延長に係る基礎値（基礎雇用創出者数）

	特例増設 1 回目	特例増設 2 回目
当初の企業立地日が平成 20 年 3 月 31 日以前の場合	特例増設日（1 度目）の 1 年前の日が属する半期末日の雇用者数	(A) 特例増設日（2 度目）の 1 年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 特例増設日（1 度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2 度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数
当初の企業立地日が平成 20 年 4 月 1 日以降の場合	(A) 特例増設日（1 度目）の 1 年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 企業立地日の属する半期の翌期から特例増設日（1 度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期末日雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数	(A) 特例増設日（2 度目）の 1 年前の日が属する半期末日の雇用者数 (B) 特例増設日（1 度目）の属する半期の翌期から特例増設日（2 度目）の属する半期の前期まで（不交付期間を除く）の各半期末日の雇用者数のうち最大の雇用者数 (A) と (B) の大きい方の雇用者数

(5) 投資関係

- ア 補助金の申請者が直接、地方税法上の固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得したものであること。
- イ 原則として特例増設日の属する半期に事業所の特例増設に伴う投資を行い、その投資額が次に掲げる金額以上であること
(ア) 当該増設が所在町において行われる場合にあつては、250 万円（税抜）
(イ) 当該増設が隣接市町村において行われる場合にあつては、500 万円（税抜）

6 補助額の算定方法

$$\text{補助額 (Ⅲ)} = \text{電力給付金 (Ⅰ)} + \text{特定給付金 (Ⅱ)}$$

I 電力給付金の算出方法

増加した契約電力と支払電気料金により算出した単価を乗じて算出（千円未満切捨）

$$\text{電力給付金} = \text{算定契約電力} \times 1 \times (\text{算定単価} \times 2 - \text{交付金単価}) \times \text{電気料金支払月数}$$

※1 算定契約電力：当該半期内の契約電力の平均値を算定

算定契約電力（kw/月）＝当該半期の契約電力の合計（kw）÷電気料金支払月数（月）
ただし、算定契約電力の上限は、雇用創出効果に基づき下表の区分とする。

区 分	上 限
3 人以上 20 人以下	1,500kw
20 人以上	2,500kw

※2 算定単価：当該半期内に支払った電気料金（消費税、遅取料金を除く。以下「実支払電気料金」という。）と算定契約電力に基づき以下の算定を行う。

1kwあたりの月額支払電気料金＝実支払電気料金（円）÷（算定契約電力（kw/月）×電気料金支払月数）

1kwあたりの月額支払電気料金を下表の区分に当てはめ、算定単価を算出

1kwあたりの月額支払電気料金	算定単価
1,500円未満	600円
1,500円以上1,600円未満	640円
1,600円以上1,700円未満	680円
1,700円以上1,800円未満	720円
1,800円以上1,900円未満	760円
以降、100円ごとに区分	以降、40円ずつ加算

II 特例給付金の算出方法

増加した雇用人数（雇用創出効果）に単価を乗じて算出

$$\text{特例給付金} = \text{増加した雇用人数} \times \text{特例加算単価} ※ 3$$

※3 特例加算単価

所在市町村30万円、隣接市町村15万円

III 補助金の限度額

前ページで算出した電力給付金と特例給付金の合計と下記①、②の額を比較し、最も低い額が補助額となる。

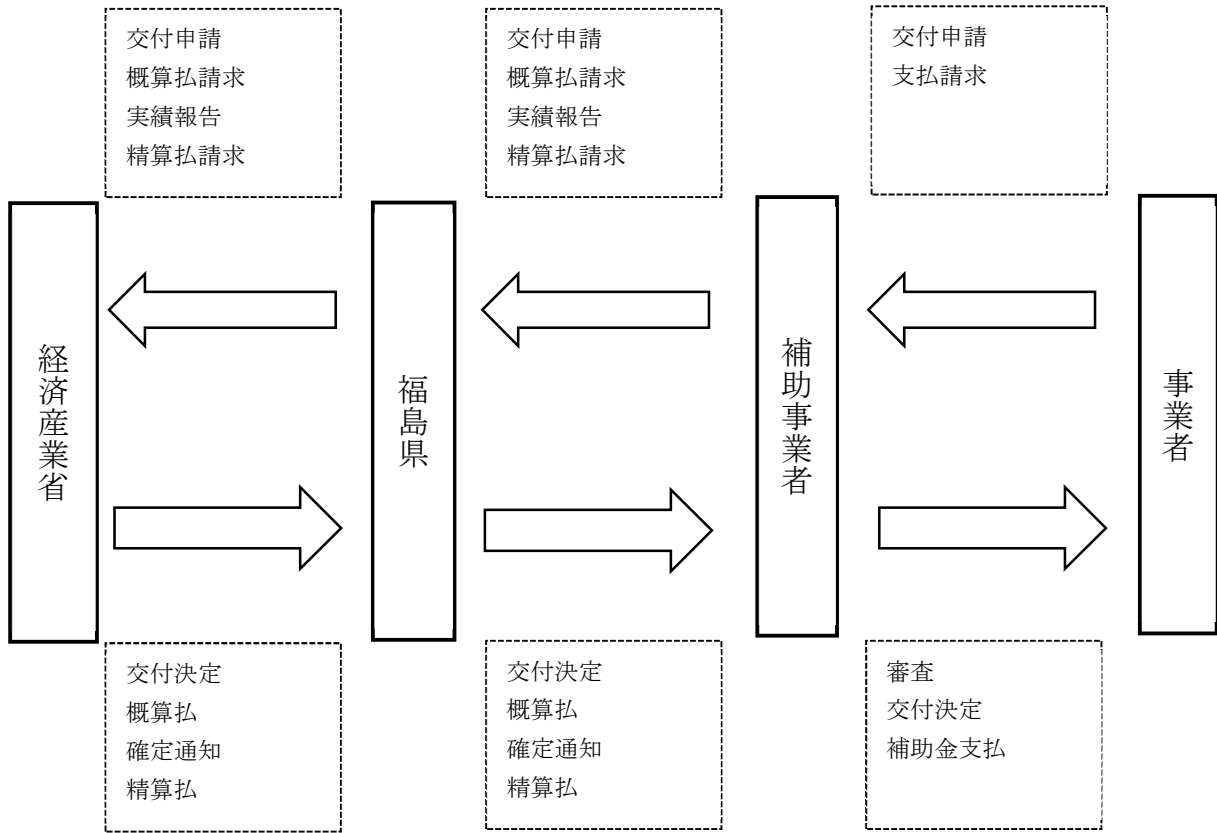
①算定電気料金＝算定契約電力×（算定単価×係数 α ※4－交付金単価）×支払月数

②支払電気料金＝半期における実支払電気料金×係数 β ※4－（実契約電力×交付金単価×支払月数）

※4

区分	所在市町村	隣接市町村
係数 α	2	1.5
係数 β	1	0.75

7 事業スキーム



第3 業務内容

国及び県の実施要領・交付要綱等に基づく、審査業務及び補助金交付事務を上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回に分けて行う。主な業務内容は次のとおり。

1. 募集（上期：4月・下期：10月）

（1）新規募集

対象市町村からの新規申請事業者の推薦状提出を県に依頼し、推薦のあった新規申請対象事業者の審査書類の受付を行う。

（2）継続募集

応募要領及び記入要領を半期ごとに作成し、県及び市町村担当部署へ送付するとともに、継続申請対象事業者に対して、応募要領及び記入要領を送付し、審査書類の受付を行う。

なお、応募要領等の送付についてはホームページに掲載し、その旨を関係各所に周知することにより代替可とする。

2. 審査業務（上期：4月～7月・下期：10月～1月）

新規及び継続申請事業者から提出された審査依頼書類について、以下の審査業務を行う。

（1）審査依頼書記載内容確認

（2）立地形態、電力形態、雇用形態の審査

（3）電力関係帳票確認

（4）電力需給契約及び契約電力、支払電気料金の審査

（5）雇用関係帳票確認

（6）雇用創出効果の審査

（7）その他補足資料の請求

（8）交付限度額の計算

（9）その他付随する業務（申請者等の変更及び交付要件未達による取り止めの受付・処理等）

3. 交付申請（上期：7月・下期：1月）

（1）審査の結果、交付要件を満たしている交付対象事業者に対し交付申請書依頼書を送付し、県への交付申請期限までに交付対象事業者から交付申請書を受理する。

（2）交付対象事業者からの交付申請に基づき、県様式に従って交付申請書を作成し県に提出する。

（3）交付申請受理の際に振込金融機関口座も併せて確認する。

4. 現地調査（上期：7月～8月・下期：1月～2月）

当該期に新規申請があった交付対象事業者を中心に、現地調査対象先の抽出を行い、審査依頼書類の確認及び原本照合、当該事業の説明等を行う。

5. 確定検査（上期：8月～9月・下期：2月～3月）

補助事業者は、事業費及び一般事務費について、県からの確定検査に対応する。

6. 交付決定（上期：9月・下期：3月）

県の交付決定に基づき、交付対象事業者に交付決定通知書及び支払請求書様式を送付して請求書の提出を依頼し、交付対象事業者からの支払請求書を取りまとめる。

7. 概算払請求（上期：9月・下期：3月）

県様式に従って概算払請求書を作成し県に提出する。

8. 補助金支払（上期：9月・下期：3月）

県からの概算払をもって、交付対象事業者に対し、指定された口座に補助金を振込む。

9. 実績報告（上期：9月・下期：3月）

事業費及び一般事務費を集計し、上期・下期それぞれ実績報告書を県に提出する。その際に精算払が発生した場合は、併せて行うこと。

10. その他

(1) 業務打合せ（適宜）

審査進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せ

(2) 県及び対象市町村、申請企業等からの問合せに対する対応

(3) 交付対象事業者の合併及び事業承継等に伴う変更事務

※現行の事業執行状況を基に記載しています。

時期については、実際の事業の執行状況により変更となる可能性が有ります。

第4 応募書類様式

様式第1号

文 書 番 号
令和 年 月 日

福島県知事 殿

住 所
名 称
代表者名

令和7年度福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の公募に係る書類の提出について

令和7年度福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

- 1 様式第2号 応募者概要
- 2 様式第3号 事業実施計画書
- 3 様式第4号 収支計画書
- 4 様式第5号 誓約書
- 5 添付資料

応募者概要

1 応募者概要

団体名称	
所在地	〒
設立年月日	
資本金	
従業員数	
実施部署名	
担当者名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

2 実施体制

福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業実施計画書

- ・国及び県の交付要綱、実施要領等を熟読の上、下記の項目に記載して下さい。
- ・ページ数の制限は特にありません。

1 交付対象地域 市町村名（旧市町村名）
2 対象事業者 ※交付要綱等に基づき補助要件を記載 (1) 新規申請するための補助要件 (2) 特例給付金補助要件 (3) 特例増設を申請するための補助要件
3 補助額 ※交付要領等に基づき記載 (1) 電力給付金の算定方法 (2) 特例給付金の算定方法 (3) 交付限度額の算定方法
4 交付時期及び交付方法
5 個人情報の管理 ・個人情報の管理について記載 （個人情報の取り扱いを定めた規定があれば添付すること）
6 年間業務スケジュール ・年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成 ・様式は任意
7 その他 ・上述以外で、事業を行う上で有利な事項等があれば記載

福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業収支計画書

(1) 収入

区 分	予算額 (円)	内 容
県補助金		・原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金 円 ・一般事務費 円
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出

・福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
補助金			別添のとおり

・一般事務費

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
人件費			
印刷製本費			
旅費			
通信運搬費			
消耗品費			
雑費			
賃借料			
一般管理費			
合 計			

(様式第5号)

誓約書

令和 年 月 日

福島県知事 殿

住所
氏名又は名称
及び代表者名

私は、現在、下記事項に該当する者でないことについて誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。なお、下記について、県の事務事業に関する参加資格の確認のため、貴県が福島県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。
- 2 次のいずれかに該当する暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
- 3 1又は2のいずれかに該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。